

公有水面埋立法

1. 案内情報

手続名	: 埋立地に関する権利の処分の許可
手続根拠	: 公有水面埋立法第27条第1項
手続対象者	: 埋立地の所有者又はその一般承継人
提出時期	: 埋立地に関する権利を処分しようとする時 (1) 所有権の移転 (2) 地上権・質権・使用貸借権・賃貸借その他の使用及び収益を目的とする権利の設定
提出方法	: 埋立地に関する権利移転・設定許可申請書を作成し、免許権者である都道府県知事又は港湾管理者に提出してください。
手数料	: なし
添付書類・部数	: 公有水面埋立法施行規則第13条第2項各号で規定する図書部数については、提出先にお問い合わせ下さい。
申請書様式	: 埋立地に関する権利移転・設定許可申請書
記載要領・記載例	: 公有水面埋立法施行規則別記様式第八による。 なお個別詳細な要領等については、都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先	: 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。
受付時間	: 同上
相談窓口	: 同上

3. 手続情報

審査基準	: 公有水面埋立法第27条第2項
標準処理機関	: 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局 お問い合わせ下さい。
不服申立方法	: (行政不服審査法の規定による)